

生活困窮相談における家計相談支援

一般社団法人アルファリンク
代表理事 有田 朗

目次

- 1 家計相談支援のあり方について ……P.3
- 2 家計相談の技術について ……P.10
 - ・収入の確保
 - ・支出の削減
 - ・家計の管理
- 3 事例検討 ①② ……P.16

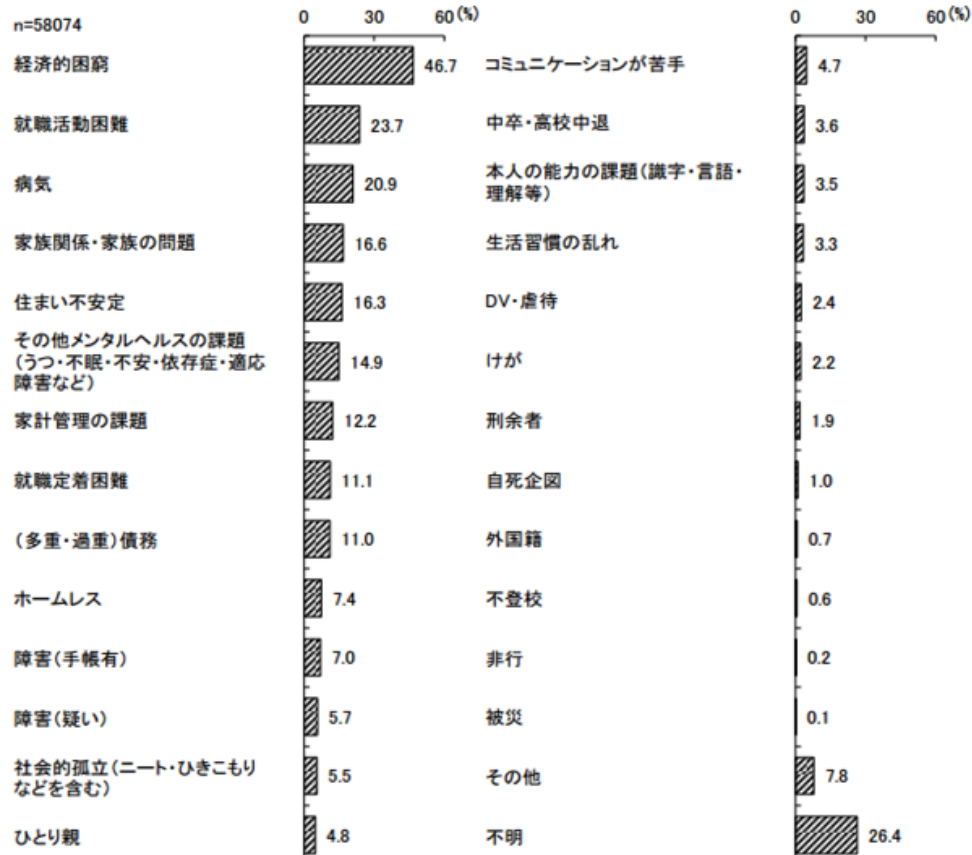
1. 家計相談支援のあり方について

生活困窮者相談支援の窓口への来所者はどのような課題を抱えているか？

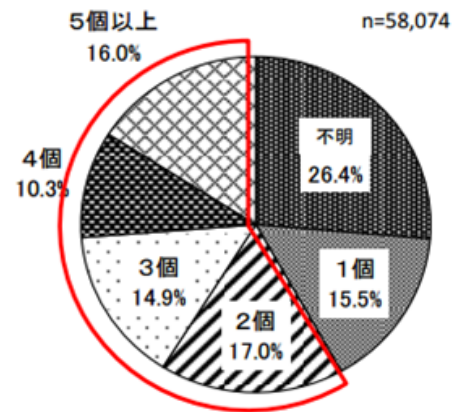
1. (1) ① 新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースについてグラフ化したもの。

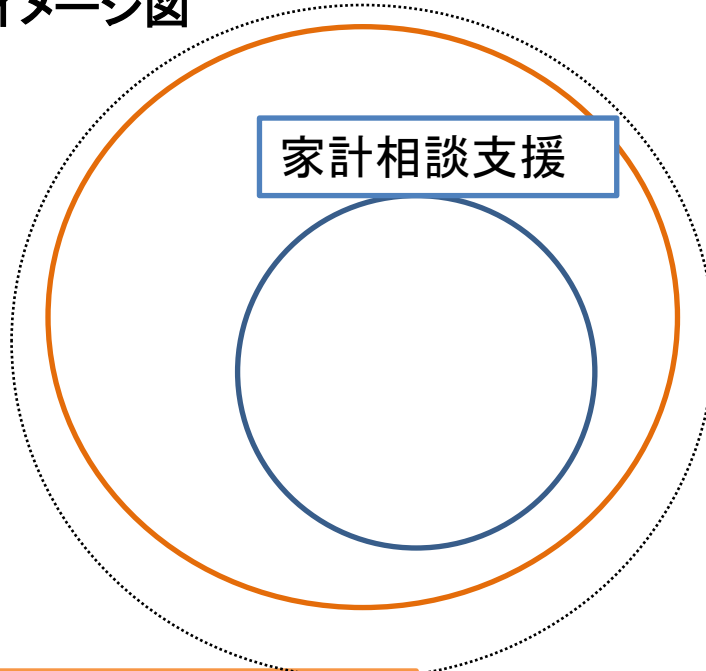
図表:「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」資料より

問:家計にかかわらない相談はどのくらいあるか。

問:家計に課題のない相談は困窮者支援の対象か。

問:家計に直接かかわらない支援は困窮者支援としてあり得るか。

イメージ図



家計に関する相談支援

もし仮に、「家計に関する相談支援」のうち、一部の支援(例えば家計管理の指導のみ)を指して、「家計相談支援」と位置付けるのであれば、それ以外の「家計相談支援」に含まれない部分については、相談支援員が支援できなければならない。

一方で仮に、「家計に関する相談支援」は全て「家計相談支援」と位置付けるのであれば、自立相談支援のほとんど又は全てが「家計相談支援」であることになり、結果(相談支援員は家計相談はしないとは言えなくなるので)、「相談支援員＝家計相談支援員」(みんな家計相談員である)ということになる。

「家計相談」をどう位置付けるかは、それが任意事業であることから重要な問題である(支援調整会議におけるプラン決定を経て行うものとされるから)。

しかし、いずれにしても「相談支援員」は「家計に関する相談支援」を一通り行うことが求められることになる。

家計相談支援事業とは

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
(アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援
(具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、
具体的な支援内容を提案)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
(目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

具体的な支援業務

- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

厚労省の書式・説明資料・研修内容等は
家計表、キャッシュフロー表の作成など「主体的な管理」に重点



たしかに
「主体的な管理」を最終的な目標として支援する事は重要。
しかし・・・相談支援の現場で出会う多くの方は・・・

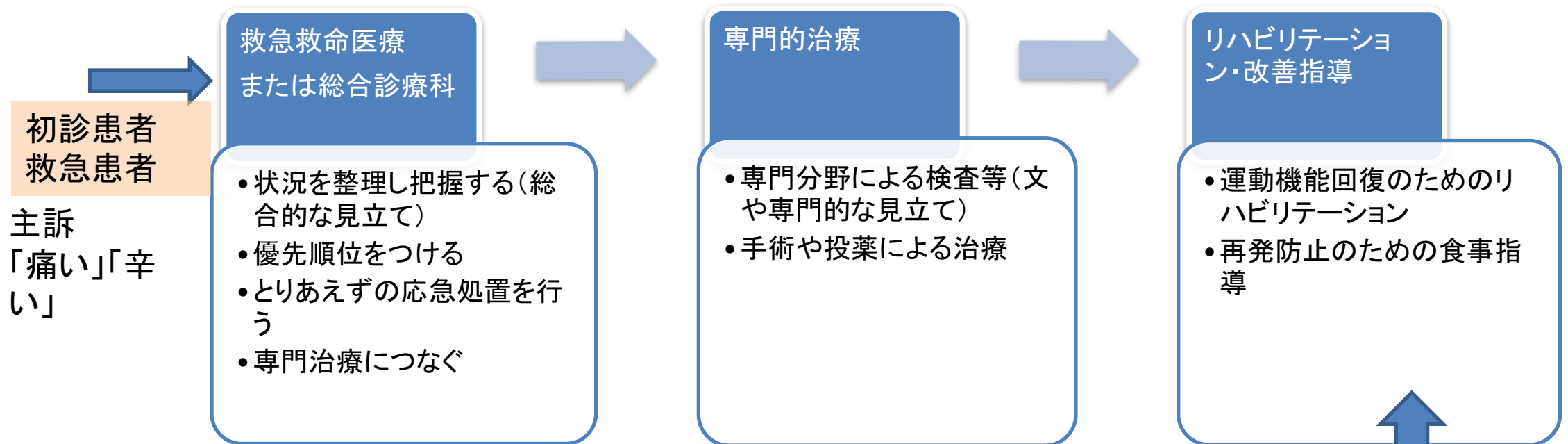
- そもそも収入がないか、少なすぎる。
- 多額の借金・滞納がある。
- 相談時、所持金・預金がゼロ～数百円。
- 郵便物すら見てない、見ても理解していない。
- 精神疾患・障害(疑い)等による判断力不足。・・・etc

⇒ 家計管理はるか以前の状態（貸付も困難）

POINT

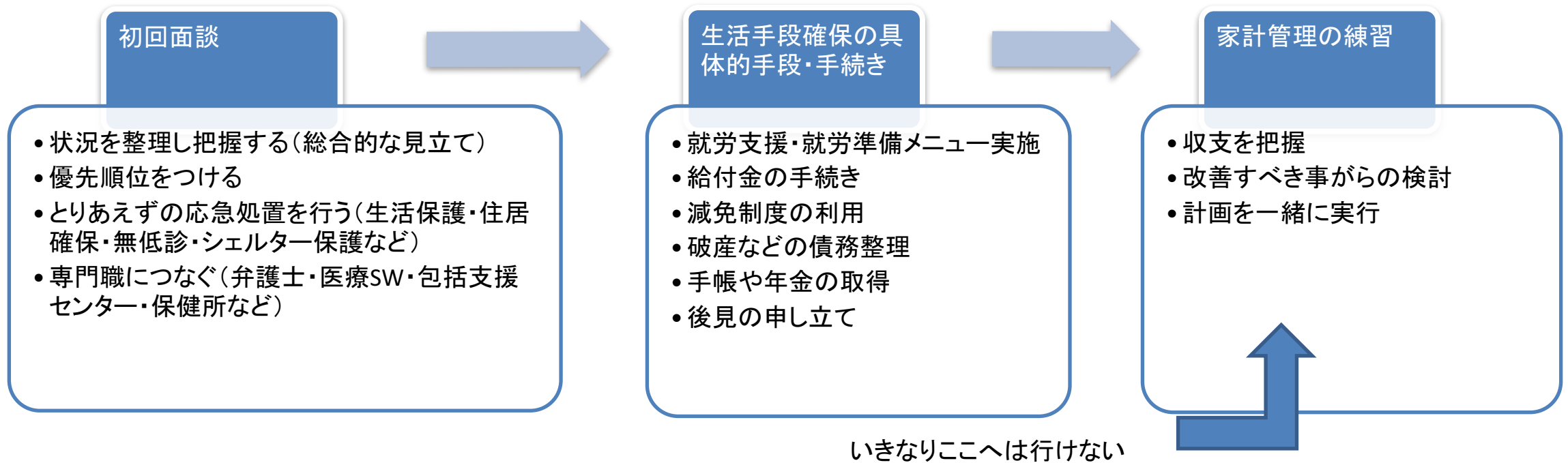
家計相談支援 > 家計管理支援 ≠ 家計簿指導

生活困窮者自立支援事業においては、相談全般においても家計相談においても、自主性・主体性はとても重視です。しかし困窮状態にある相談者の多くは「どうしたら良いかわからない」、「そもそも何が問題なのかわからない」ことも多く、課題を客観的に整理することが必要です。また「自主的な家計管理」を考える前に、適切な制度利用や専門職へのつながりが必要な場合が多くあります。このことは、医療を例に考えると解りやすいと思います。



いきなりここへは行けない

相談者の来所 主訴「生活苦しい」

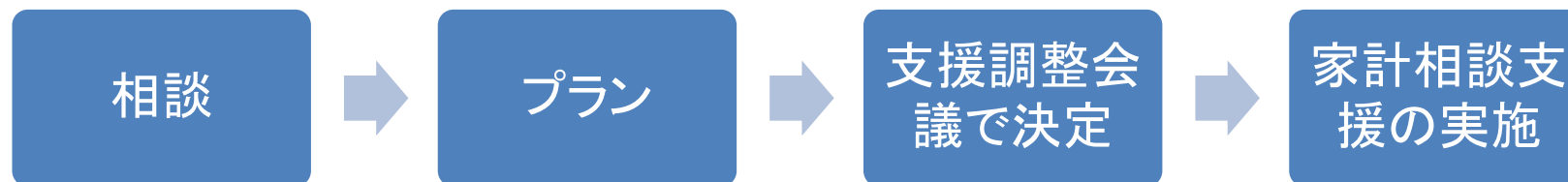


当該困窮状態を解消するには、就労収入を増やすべきか、貸付を受けるべきか、給付制度の利用や減免が相応しいのか、当面生活保護を受給するしかないのか。当該借金や滞納は返済可能なのか、あるいはそもそも返済しなければならないのか・・・。

こういった事からは、相談員が適切に見立てを行いアドバイスしなければ、相談者自身ではなかなか見えないものです(自主性・主体性の問題ではない)。多くの相談者は判断能力や知識が不足している状態です。

なお家計相談において、お金に関する「見立て」をしなければならないとすれば、この「見立て」は相談支援全体の方針（プラン）に関わるものですから、家計相談支援員は初回相談から同席しなければ役割を果たせないと考えます。

（現在は任意事業とされていて家計相談の役割が明確でないこと、また実施自治体においても支援調整会議の決定を経てから「家計相談」と位置付けるのが通常であることから、初回同席のシステムをつくっていくにはかなり工夫が必要です。）



相談支援員からいきなり「就職が決まって緊急小口資金を借りたので当面の生活は何とかなるけど無駄遣いや借金があるので家計相談支援たのむ」って振られたけど・・・無理！！破産だろこれは～！



家計相談員

2. 家計相談の技術について

全体像

収入の確保・
増加

- 稼ぐ
-
-
-
-

支出の削減

- 節約
-
-
-
-

家計の管理・
運用

- 家計表
- CF表
-
-
-

収入の確保

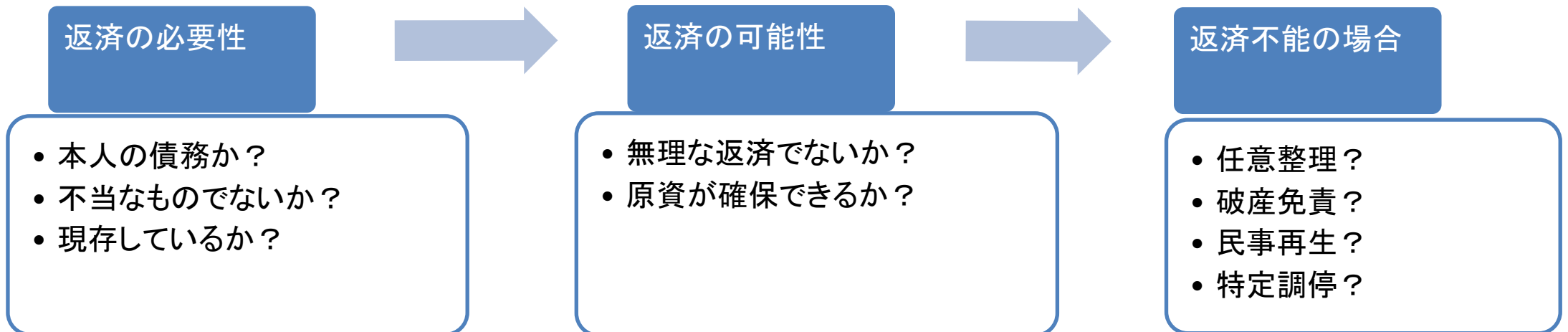
- 60歳以上なら・・・
- 障害がありそうなら・・・
- 失業したら・・・
- 病気・ケガをしたら・・・
- 離婚した(しそう)・・・
- 身内が亡くなったら・・・

支出の削減

- 医療費 ……
- 国民健康保険・国民年金 ……
- 家賃 ……
- 電気・ガス・水道 ……
- 税金 ……
- 学費 ……
- 借金の返済 ……

借金の返済について

借金への対応については、かなり誤解が多い気がします。間違った対応は取り返しのつかない損害を招くこともあり得ます。相談員の中でも苦手意識をもつ方が多いと思われるので、ここで基本的な理解を確認したいと思います。



家計の管理

家計の管理についても、アドバイスと練習だけで済むとは限りません。

管理ができない理由と管理が必要な内容を考えることが重要です。

依存症の方に「ダメ！絶対！」では駄目。

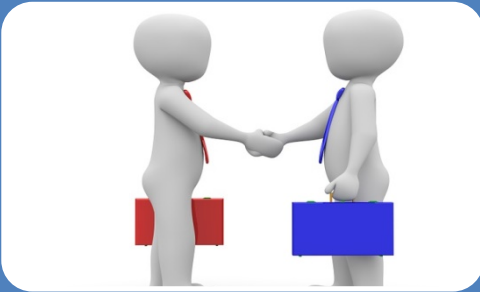
病気や高齢・障害によって判断能力が十分ない場合には、それをどう補うかが重要。

練習すれば管理できる
⇒CF表を用いた練習等

他人の助けがあれば自分で管理できる⇒金銭管理契約等

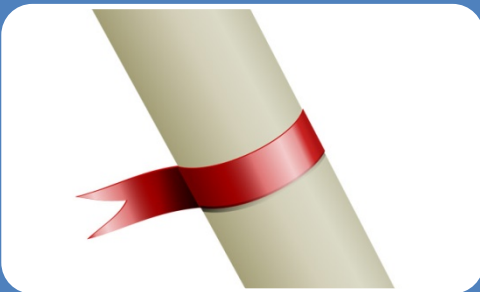
自分では管理できない
⇒後見制度等

後見制度について



金銭管理契約 = 単に管理を委託する契約をするもの

- 手続き・・・内容も形式も自由に契約することができる。裁判所は関係しない。契約時に判断能力は必要。
- 効果・・・本人の権利を不当に制限できない。解約されたらおしまい。



任意後見契約 = 元気な内に後見人になる人と約束しておく

- 手続き・・・公正証書で契約しておかなければならない。
- 効果・・・契約時は判断能力がなければならない。判断能力がなくなったことを裁判所が認めれば契約の効果が出る仕組み。



法定後見制度 = 裁判所を通じて保護者を選任してもらう

- 補助
- 保佐
- 後見

3. 事例検討

事例検討課題①

3ヶ月前に離婚をして母子家庭となった看護師のA子さん。
これまでの激務がたたりに、うつ症状が出て、仕事を休みがちになり、職場から退職勧奨を受けているという。
しかし仕事をやめてしまえば生活できないし、娘の高校進学も控えている。
分かれた夫の作った借金の返済もできておらず、家計も成り立たない。という相談。

いくつかの課題が重なって、A子さんの現状があります。
どんな課題について、どんな方策がありうるか、キーワード毎に検討してみましょう。

事例検討課題②

65歳の男性Aさんは、警察で紹介されると相談にやってきました。

「運送の仕事をしてたけど人身事故を連続してやってしまって仕事をクビにされた。90歳になる母親の介護をしながらほとんど寝ないで仕事を頑張ってきたけど、もう運が尽きた。

母親だけではトイレに行くこともできない。

自動車代とか会社に借りたまま返せないし、自分は死ぬだろうからどうでもいいけど、母親をお願いしたい。」

追加の聞き取りをしてみました。

- ◆ 母親は介護認定を受けておらず家から全く出ないし誰も訪ねてこない。年金はもらってない。
- ◆ 運送の仕事は、箱を渡されて運んだ個数×単価を受取る内容。時給や残業代は無い。保険も無い。
- ◆ 今は自動車が壊れて仕事できないので収入が全く無い。借家の賃料を1年待ってもらっている。
- ◆ 会社に借りたお金は、自動車と倉庫を買うための200万円。
- ◆ 人身事故は糖尿病で目が見えないので3回ともぶつかった。おばあさんが寝たきりになったらしい。
- ◆ 警察から50万円と30万円払わないと刑務所に来週入れと言われている。
- ◆ 自分がいなくなれば母親が死ぬしかない。それだけが気がかり。

本日はお招きいただき、有難うございました。
有田 朗

